

# 尾上地区農集排維持管理業務

## 第1条（適用範囲）

農業集落排水処理施設維持管理業務（以下「本業務」という）は、浄化槽法、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、JARUS型農業集落排水処理施設維持管理マニュアル、この仕様書に基づいて行なわなければならない。

## 第2条（業務委託）

施設を有効に維持するために処理施設の保守点検を行い、機器と水質について技術的な管理を行わなければならない。

## 第3条（業務の内容）

本業務は上記目的のため、以下の事項について行う。

### [処理施設]

1) 維持管理のための定期巡回をする頻度は、以下のとおりとする。

地区名	処理人口	処理方式	巡回頻度
尾上	1460	JARUS-0D型	毎週

2) 受託者は別途様式により管理日報を作成し、委託者に報告するとともに、自らも3年間保存しなければならない。

3) 受託者は、故障または異常を認めたときは、適切な応急処置を行うとともに、委託者に報告し、指示を受けなければならない。

### [機器の校正]

1) 各種計測機器の調整点検、校正業務を年1回以上行う。

2) 警報テストを夏と冬に各1回行う。

## 第4条（業務の実施）

1) 本業務の実施にあたっては、委託者側と緊密な連絡を取りながら行わなければならない。

2) 本業務に従事する技術者は、十分な経験を有した者で浄化槽法、環境省令及び関係法令（薬事法、電気事業法等）を遵守しなければならない。

## 第5条（修理消耗品の交換）

1) 故障及び異常に伴う修理は、速やかに対応するとともに、これに要した費用は両者協議のうえ決定するものとする。

2) 消耗品の交換は、原則として定期巡回時に行わなければならない。

[Vベルト（市負担）、オイル、グリス等（業者負担）]

## 第6条（水質管理）

計画放流水の基準を満足できるような的確に機器の調整を行わなければならない。

なお、計画放流水質の基準を満足できない場合は受託者の責において水質検査を行うこと。

また、計画放流水質の基準を満足できないことにより、長浜市に損害が生じたときは、受託者に負担を求める場合がある。

## 第7条（特記事項）

定期巡回時以外においても、委託者が必要と認めた時には立ち会うものとする。

また、処理施設運転状況等の書類作成が必要な場合には協力しなければならない。

機器の故障等により通常の業務以外の緊急出動が発生した場合、それに要した経費については、両者協議して定めるものとする。

## 第8条（汚泥引抜）

翌月の汚泥引き抜き予定箇所並びに引き抜き量を、当月23日までに報告しなければならない。

## 第9条（報告書）

翌月10日までに以下の事項について報告しなければならない。

- 1) 巡回管理日報の写し
  - 2) 薬品使用量
  - 3) 自主検査分析結果表
  - 4) 故障並びに修繕報告書
  - 5) その他必要な報告書
- 2 排水の水質が基準値を超えた場合は、1項の報告書と同時に理由及び改善方法を記した報告書を提出しなければならない。

## 第10条（除草作業）

別紙に示した範囲について、年3回、除草を行わなければならない。

除草作業は、1回目を6月まで、2回目を7月下旬から8月10日まで、3回目を9月から10月までの期間に行うものとする。

- 2 除草作業を1回完了するごとに、以下の事項について報告しなければならない。
- 1) 除草面積
  - 2) 除草作業実施日
  - 3) 作業前、作業中及び作業完了後の写真

## 第11条（し渣回収作業）

毎週1回施設の荒目スクリーン及び微細目スクリーンから発生するし渣等を市から指定されたゴミ袋に回収すること。

## 第12条（内容変更）

本仕様書内容等に変更が生じた場合には、両者協議するものとする。

水質管理規制値

水質項目	PH	BOD	COD	SS	T-P	T-N	大腸菌数 (CFU/mL)
尾上	6.0~8.5	20	20	50	1	20	800

## 尾上地区



① 施設内 面積674㎡